

日英デジタル・パートナーシップ 進捗報告書

(仮訳)

前文

1. 日本政府の総務省、経済産業省及びデジタル庁並びに英国政府の科学・イノベーション・技術省（DSIT）（以下「日英関係省庁」という。）は、2024年1月16日に第二回日英デジタル・パートナーシップ政務級会合（日英デジタル・カウンスル）を開催した。
2. 日英関係省庁は、人権と基本的自由の保護、プライバシーと個人データの保護を含む共通の民主主義的価値観に基づく、両国間のデジタル・パートナーシップを重視する。両国首脳により発出された「強化された日英のグローバルな戦略的パートナーシップに関する広島アコードの下、日英関係省庁は、日英デジタル・パートナーシップの全ての分野にわたる二国間協力の加速を継続する。
3. 今回の会合において、日英関係省庁は共同作業（ジョイントアクション）の進捗をレビューし、今後の取組を以下の通り確認した。

第一の柱：デジタルインフラ及び技術

ベンダ多様化

- a. 日英関係省庁は、特に、オープンで相互運用性のある無線アクセスネットワークアーキテクチャ及び技術（Open RAN）の成熟に向けた取組を通して、5G サプライチェーンの多様化に向けた国際的な取組においてリーダーシップをとっている。この取組には、とりわけ Open RAN セキュリティ報告書の発出といった、QUAD への総務省の参加が含まれる。英国は Open RAN 原則を発表し、それ以来、他の政府機関や産業界のリーダーによってエンドースされてきた。
- b. 日英関係省庁は、数々の総務省及び DSIT によるベンダ多様化にフォーカスしたワーキンググループを含む、一連の取組においても協力している。両者は、新たな電気通信に関するグローバル連合（GCOT）への相互の参加を通してこの協力をさらに強めている。GCOT には、オーストラリア、カナダ、アメリカの同等の政府機関が含まれる。GCOT はオープンで安全かつ革新的な通信ネットワークを支援することにフォーカスした行動を含む、様々な通信の分野における国際的な協力を進めることを追求している。
- c. 日英デジタル・パートナーシップは Open RAN の研究開発への投資を通

じても強化されている。英国のオープン・ネットワーク・プログラム（ONP）は、2 億 5 千万ポンドを Open RAN ソリューションの成熟を加速するために投資するもので、これには NEC や東芝といった日本のパートナーが関連するプロジェクトも含まれる。同様に、総務省は英国で楽天 Open RAN カスタマーエクスペリエンスセンターを設立した楽天モバイルにより実施された、英国での研究開発プロジェクトを支援した。総務省はまた、英国においてインフラシェアリングに係る研究プロジェクトの実行を予定している。

- d. 電気通信インフラ及びベンダ多様化を強化する、現在実行中の活動に沿って、総務省と DSIT は 2023 年の日英通信サプライチェーン多様化協力枠組に更にコミットした。
- e. この協力枠組みの下で結果を実現する重要なメカニズムは、定期的な関与及び進捗確認のためのプラットフォームである日英通信サプライヤー多様化ワーキンググループである。このワーキンググループを通じ、総務省と DSIT は第三国における Open RAN の展開促進に向けた協力を強化していく。
- f. 加えて、経済産業省と DSIT は Open RAN に関連する技術のプロジェクトを支援している。経済産業省のプロジェクトにおいて開発された技術には DSIT が支援している活動に活用されているものもある。経済産業省と DSIT はこうした実質的で互恵的な形でのプロジェクトの進展を歓迎し、通信インフラにおけるサプライヤーの多様性を増すための継続した協力を追求する必要があることに同意する。
- g. 通信ネットワークのセキュリティ、強靱性及び革新性の確保が世界的な課題となっていることを考慮すると、ベンダ多様化への取組の重要性は増している。したがって、日英関係省庁は二国間及び多国間の枠組みを通じた、ベンダ多様化に向けたさらなる協力行動に更にコミットしていく。

サイバーレジリエンスの向上

- a. 経済産業省と DSIT は、モノのインターネット(IoT)製品の安全を確保するため、それぞれの制度の相互承認に向けた取組を継続する。
- b. 広島アコードの下で 2023 年 5 月に創設された日英サイバーパートナーシップに基づき、日英関係省庁は官民連携を強化し、共有された国際的な利益を増進させ、我々のサイバー能力を強化することにつながる様々な協力活動を強化している。

- c. 日英サイバーパートナーシップの下で、日英関係省庁は様々なレベルでサイバーにかかる課題について協議を開催している。
- d. 2023 年 2 月、両国政府はアプリケーションのセキュリティやプライバシー強化のための共同声明を発出した。¹
- e. 両国政府は世界のパートナーと共に共同のセキュアバイデザインに係る成果物、「サイバーセキュリティリスクのバランスを変える：セキュアバイデザインソフトウェアの原則及びアプローチ」に貢献した。この共同指針は、ソフトウェア作成業者に対し、設計や初期設定の段階から安全性が確保された製品を開発するために必要な緊急の措置を講じ、設計及び開発プログラムを改訂して設計や初期設定の段階から安全性が確保された製品のみ顧客への出荷を許可できるようにすることを求めている。²
- f. 両国の政府は、日本サイバー・セキュリティ・フェローシップや日本の学校におけるサイバー・ファースト・コンペティションの試行等の取組を通じて、サイバー分野における将来のリーダーを輩出することでさらに協力する。³

半導体

- a. 経済産業省と DSIT は、2023 年 5 月 19 日に半導体パートナーシップに関する共同声明を発表した。これは、専門知識の共有、技術交流、主要なインフラへのアクセスの開放という互いに強みを持つ分野における野心的な半導体の共同研究開発活動、さらなる協力を促進する日英半導体産業対話を立ち上げるための産業界との共同活動、産学官の交流を促進するための専門家の調査、そして半導体サプライチェーンの強靱性強化のための共同活動を実施することを目的としている。

¹ アプリのセキュリティ及びプライバシーの確保に関する日英間の協力についての英国側発表（2023 年 2 月 28 日）

<https://www.gov.uk/government/publications/joint-statement-between-the-united-kingdom-and-japan-on-ensuring-app-security-and-privacy>

² サイバーセキュリティリスクのバランスを変える：セキュアバイデザインソフトウェアの原則及びアプローチ

https://www.cisa.gov/sites/default/files/2023-10/SecureByDesign_1025_508c.pdf

³ 日本国外務省と英国外務省・英連邦・開発省との間の人的交流に関する協力覚書

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-japan-memorandum-of-cooperation-on-people-to-people-exchanges/memorandum-of-cooperation-between-the-foreign-commonwealth-and-development-office-of-the-united-kingdom-of-great-britain-and-northern-ireland-and-the>

- b. この声明にあわせ、英国研究技術革新機構（UKRI）と科学技術振興機構（JST）は初期段階の二国間の R&D に共同で最大 2 百万ポンドの支援を行うと発表した。
- c. 経済産業省と DSIT は、半導体を含む日英研究開発の協力を共にコミットしている。
- d. 経済産業省と DSIT はそれぞれの半導体推進戦略に関する情報交換を行う政策対話を開催し、半導体の状況に関する相互理解を深め、今後更に協力が可能な分野について議論している。
- e. 経済産業省と DSIT は、ありうべきさらなる半導体での協力取組を探求するための日英間の産学官のワークショップについて議論し、2024 年の最初のクォーターにワークショップを開催することを追求することに合意した。

AI

- a. 生成 AI に関する議論のために G7 首脳によって創設された広島 AI プロセスにおいて、日英関係省庁は国際的な同志のパートナーと協力し、広島 AI プロセス包括的政策枠組みに合意した。これは、高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範、全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針、広島 AI プロセスを前進させるための作業計画を含む。
- b. 日英関係省庁は、11 月に英国が主催した AI 安全性サミットの成果を歓迎する。ブレッチリー宣言の発出は野心的かつ包摂的な画期的コミットメントであり、より安全な世界への道筋をつけるものである。また、このサミットでは、サイエンスレポートや AI 安全性試験原則の作成に係るコミットメントに至り、韓国やフランスで開催される今後のサミットでフォローされる。
- c. AI 安全性サミット及び広島 AI プロセスの成果の補完である NCSC によるセキュア AI システム開発ガイドラインの発表を受け、日英関係省庁は、AI モデルの安全が設計段階より確保され、システムのライフサイクル全体にわたって適用されることを確実にするために協力する。
- d. AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性に鑑みると、AI ガバナンスに関する国際的な議論は重要である。高度な AI システムによってもたらされる課題と機会に対応するため、作業計画に基づき、日英関係省庁は広島 AI プロセスを前進させ、広島 AI プロセスの成果のアウトリーチに積極的に取り組むことに同意した。また、日英関係省庁は関連す

るステークホルダーに対し、高度な AI システムを開発する組織向けの
広島プロセス国際行動規範及び全ての AI 関係者向けの広島プロセス国
際指針に対するコミットメントを、協力して働きかけていく。

第二の柱：データ

- a. デジタル庁と DSIT は、他の国際的なパートナーと共に、密接に協力し、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）についての共有されたビジョンを推進している。日本の G7 議長国の下、DFFT 具体化に向けたパートナーシップのための制度的アレンジメント（IAP）の設立に向け、作業を継続した。2023 年 9 月の課長級会合において、デジタル庁は、IAP 設立に向けた OECD との調整状況について DSIT に情報提供を行った。同時に、デジタル庁と DSIT は、IAP の組織は、分野横断的なデータの越境移転に関する課題に対応するため、政府と協働するマルチステークホルダーからなる専門家グループとすることを確認した。
- b. 日本と英国は、デジタル・パートナーシップの下、特に AI の開発と利用のためのデータ移転に関する問題を検討するため、二国間の共同プロジェクトを検討している。このプロジェクトは 2024 年に開始される予定で、データ越境移転に関する障壁の、特定セクターにおける AI ライフサイクル全体に与える影響の理解を深めるため、共同でエビデンスを収集するというものである。デジタル庁と DSIT の政策担当者間で、この共同プロジェクトを 2024 年の可能な限り早い時期に開始することを視野に入れた議論が進められている。
- c. 日本と英国は両国間の安全で信頼できるデータ流通を維持し増大することを確保するために協力している。2023 年 3 月、個人情報保護委員会は、個人情報保護法第 28 条に基づき、英国を、個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として指定した。その結果、それぞれのデータ保護に関する法規制を同等なものとし、日英間の相互認証により、引き続き両国間の円滑な個人データ流通が可能となる。学術研究分野や公的部門など新たな領域に保護の対象を拡大した日本のデータ保護の枠組みに係る最近の改正を踏まえ、双方は、日本に対する英国の十分性認定の範囲を拡大する可能性について議論を開始した。
- d. また、日本と英国は両国の人々のプライバシー保護を発展させ強化するための協力を継続する。例えば、個人情報保護委員会や英国の情報コミッショナーオフィスにおいて、PETs のような、先端技術の利用におけるデータ保護とプライバシーの課題について議論を継続する。また、双方の独立したデータ保護当局も、強力な規制や執行体制が可能な限り

効果的に機能するように協力している。この目的のために、個人情報保護委員会及び英国の情報コミッショナーは、2023 年 10 月に個人情報保護に関する協力覚書に署名した。

- e. グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラムは国際的なデータガバナンスに関する日英協力の更なる場である。日本は、英国がグローバル CBPR フォーラムのアソシエイトとして 2023 年 6 月に加盟したことを歓迎する。このフォーラムは、相互運用性を促進し、データ保護とプライバシーに対する様々な規制のアプローチを橋渡しすることを目的とするものである。日本と英国は、他のメンバーと共に、グローバル CBPR システムを稼働させ、利害関係者によるより広い認知を得、そして、相互運用性を高め、参加法域におけるデータ保護の高い基準を確保し、普及を促進するためのシステムのプログラム要件の強化を追求する取組を支援している。

第三の柱：デジタル規制及び標準

オンラインセーフティ

- a. 総務省と DSIT は、事務レベルの会合を複数回実施し、法的及び法的でないアプローチを含む、双方のオンラインにおける安全性に関する措置について議論を重ねてきた。
- b. 総務省と DSIT は、特に子供たちのための、安全で包摂的なオンライン環境を促進するために、継続的に、それぞれのアプローチに関する情報を共有し、利用者の救済やプラットフォームの透明性といった共通の関心分野において可能な場合には共通の原則や基準に向けて取り組む。

デジタル市場

- a. 日英関係省庁は、より効果的なデジタル競争に関する政策、法律及び規則の実現に向けて、政策の立案や実施における課題や経験を共有することにより、協力を深めてきており、これは、2023 年の G7 エンドーサーズ及びポリシーメイカーズサミットを通じた多国間の更なる協力の成果を補完するものである。
- b. 日英関係省庁は、2023 年 2 月に内閣官房デジタル市場競争本部事務局及び英国科学・イノベーション・技術省によって発表された共同声明¹⁴に

¹⁴ アプリのセキュリティ及びプライバシーの確保に関する日英間の協力について
(2023 年 2 月 28 日) の日本側発表

沿った協力を含め、デジタル競争政策における双方の協力を更に加速するために引き続き協力する。

デジタル技術標準

- a. 総務省と DSIT は、事務レベルでの会合を実施し、2024 年 10 月開催予定の ITU-T（国際電気通信連合（ITU）電気通信標準化部門）の総会である WTSA（世界電気通信標準化総会）に向けて、総会での優先事項に関する意見交換を行い、相互理解を促進している。日英関係省庁は、引き続き ITU において緊密に協力していく。

インターネットガバナンス

- a. 日英関係省庁は、日本がホストした国連インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF、昨年 10 月に京都で開催）における、インターネットガバナンスに関する公共政策課題についてのマルチステークホルダーによる議論の成果を歓迎する。
- b. 開かれた、自由で、グローバルで、相互運用可能で、信頼性のある、安全なインターネットの維持に向けて国際的な議論の重要性に鑑みて、日英関係省庁は、2023 年に日本の G7 議長国の下、群馬にて一致した G7 デジタル・技術大臣閣僚宣言の成果を反映し、マルチステークホルダーや多国間の会合における協力関係をさらに強化する。
- c. したがって、日英関係省庁は、国連未来サミット、国連開発のための科学技術委員会（CSTD）及び ITU における連携を強化する。また、こうした活動の過程において、日英関係省庁は、それぞれのマルチステークホルダー・コミュニティとの協力の上、世界情報社会サミット（WSIS）+20 におけるレビューやグローバル・デジタル・コンパクトのプロセスにインプットを行う。
- d. また、日英関係省庁は、ICANN の政府諮問委員会（GAC）において、DNS 不正利用の抑止を含め、開かれた、自由で、グローバルで、相互運用可能で、信頼性のある、安全なインターネットのビジョンを推進するために連携して取り組む。

第四の柱：デジタルトランスフォーメーション

デジタル政府の変革

- a. 政府デジタル・サービス（GDS）は 2022 年に訪日した。同訪問は、デジタル政府の分野における GDS とデジタル庁との間の協力関係を強化するための、協力覚書の署名に焦点を当てたものであった。
- b. GDS とデジタル庁は、英国と日本の公共セクターにおけるデジタル・ツールとサービスの採用、設計及び普及を促進するための知見と戦略を共有することを約束した。また、政府全体にわたる研修と技術的能力の構築及びより効率よく政府の調達と支出を行う上でのベストプラクティスの共有に重点を置くことを決定した。
- c. それ以来、GDS とデジタル庁は、2023 年の様々な時点で次のような点で協力し、知見を共有してきた。
 - i. デジタル・マーケット・プレイス及び調達改革
デジタル庁は、GDS のデジタル・マーケット・プレイスから得た助言や教訓を取り入れ、日本の政府機関が公共部門のデジタル・プロジェクトのためのクラウド・ソフトウェアを探し出すことができるサイトを開発した。
 - ii. ガバメント・クラウド
GDS は、デジタル庁と有意義な議論を行い、政府向けのデジタルベースのクラウドサービスの開発に資する知見を共有した。
 - iii. ユーザー中心のデザイン及びサービスデザイン
デジタル庁と GDS は毎月会合を開催し、それぞれのコミュニティでサービスデザインを向上させるための最善の方法について知見を共有しアイデアを交換している。
- d. 2023 年 7 月、デジタル庁は英国の NCSC 等を訪問し、AI やゼロトラストアーキテクチャ（ZTA）のデジタル政策の動向について意見交換を行った。

デジタル・アイデンティティ

- a. 日英関係省庁は英国のデジタル・アイデンティティ及び属性信頼フレームワークなど、それぞれのデジタル・アイデンティティに関する立法プログラムに関する情報を共有している。日英関係省庁は、さらなる対話及び協力の実施を期待する。
- b. GDS の国際的な取組は GOV. UK ワン・ログイン・プログラムの開発にとって重要である。GDS は日本からの訪問団に対してロンドンにてプレゼンテーションを行い、政府のためのワン・ログイン・プログラムの優先順位を共有した。GDS は、デジタル・アイデンティティに関連する共通の

政策課題を解決するため、知見や洞察をデジタル庁に共有し続けていく。